## ② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の概要は以下のとおりです。

事業名		概要
①時間外保育事業		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
②放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校余裕教室、児童館の他、専用スペース等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
③子育て短期支援事業 (ショートステイ)		保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる、必要な保護等を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトスティ事業))
<ul><li>④地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)</li></ul>		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
⑤一時預かり事業	(幼稚園) (幼稚園以外・ト ワイライトステ イ)	幼稚園及び認定子ども園において、幼稚園としての活動のほか保護者の就労等に伴う保育ニーズに対応するために、教育時間の前後や長期休業中に一時的に児童の保育を行う事業。 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
⑥病児保育事業		病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等 において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事 業)		乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、 当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する 連絡、調整を行う業務。
⑧乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑨養育訪問支援事業		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
⑩妊婦健診診査		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
⑪利用者支援に関する事業		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業